

北海道請負工事施行成績評定要領

平成10年2月18日 建情第686号
各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、
各部長、各地方部局長あて農政部長、水産林
務部長、建設部長、出納局長

〔沿革〕 平成14年3月27日建情第1955号、8月19日第351号、18年3月31日第1555号、22年3月26日第1117号改正

第1 目的

この要領は、請負に付した建設工事（以下「請負工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

- 1 評定は、1件の契約金額が500万円を超える請負工事（競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」。以下「資格要領」という。）第2の1の表に掲げる資格によるものに限る。）について行うものとする。ただし、農政部長、水産林務部長及び建設部長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。
- 2 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事監督員（北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）第18条に規定する工事監督員をいう。以下同じ。）及び検査員（北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）第3に規定する検査員をいう。以下同じ。）とする。

第4 評定の方法

- 1 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
評定は、工事施行成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。
- 2 評定は、工事監督員にあつては当該監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつては当該検査（跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査を除く。）を行ったとき、それぞれ行うものとする。
- 3 評定の結果は、工事施行成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

第5 評価表の提出等

評価者は、評価を行ったときは、速やかに、契約担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第144条に規定する契約担当者等をいう。ただし、本庁にあっては部長等（財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。）、教育長及び警察本部長をいう。以下同じ。）に評価表を提出するものとする。

第6 評価結果の通知

契約担当者等は、評価者から評価表の提出があったときは、速やかに、その結果を別記第2号様式により当該工事の請負人に通知するものとする。

第7 評価の修正

契約担当者等は、第6の評価結果の通知をした後において、評価を修正する必要があると認める場合は、評価を修正し、速やかに、その結果を別記第2号様式により既に通知した評価結果とともに請負人に通知するものとする。

第8 説明請求等

- 1 契約担当者等は、第6及び第7の評価結果を通知するに当たっては、当該結果を通知をした日の翌日から起算して14日（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する北海道の休日を含まない。）以内に、書面により、評価の内容について説明を求められることができる旨、併せて通知するものとする。
- 2 契約担当者等は、1の説明を求められたときは、評価表を審議の上、速やかに、別記第3号様式により回答するものとする。
- 3 契約担当者等は、2の回答において評価の内容についての説明に不服がる場合は、回答を受け取った日から14日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

第9 評価表の取りまとめ

契約担当者等は、当該年の1月1日から12月末日までの間において完成した建設工事に係る評価表を資格要領第2の1に規定する資格ごとに取りまとめ、翌年1月末日までに当該資格の審査担当部長等（資格要領第2の2の(2)に規定する審査担当部長等をいう。）に送付するものとする。

第10 要領及び評価結果の公表

- 1 契約担当者等は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の3に規定する閲覧所において、この要領を公表するものとする。
- 2 第6の規定により評価結果を通知した契約担当者等は、前項の閲覧所において、遅滞なく、別記第2号様式の写しにより当該評価結果を公表するものとする。この場合において、公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。
- 3 前項の規定は、第7の規定により評価を修正した場合について準用する。

第11 その他

この要領に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長及び建設部長が別に定めるものとする。

別記第1号様式

(部局名)

平成 年 月 日作成

工 事 施 行 成 績 評 定 表

1 完成検査		2 部分検査〔第 回〕		3 中間検査〔第 回〕		
決 裁 欄						
工事番号			工事名			
工事場所				工 期	当初	平成 年 月 日
契約金額	当初	金	円		最終	平成 年 月 日
	最終	金	円		平成 年 月 日	
完成検査年月日	平成 年 月 日		完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
部分検査年月日	平成 年 月 日		中間検査年月日	平成 年 月 日		
請負人(商号又は名称)						
現場代理人氏名						
主任技術者氏名						
監理技術者氏名						
工事監督員所属・職・氏名	㊦					
工事監督員所属・職・氏名	㊦					
工事監督員所属・職・氏名	㊦					
検 査 員 所属・職・氏名	完成検査				㊦	
	部分検査				㊦	
	中間検査				㊦	
評 定 点	① 工 事 監 督 員				点	
	② 工 事 監 督 員				点	
	③ 部分検査等検査員				点	
	④ 完成検査検査員				点	
	⑤ 法 令 遵 守				点	
	⑥ そ の 他				点	
⑦ 合 計 評 定 点				点		
備 考						

注1 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定のときに記入すること。

2 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点③に記入すること。

3 合計評定点の算出に当たっては、少数第1位を四捨五入すること。

別記第2号様式

	(記号) 第	号
	平成	年 月 日
(請負人)	様	
	(契約担当者等)	団
工事施行成績の評定結果について		
貴社が受注した工事について、北海道請負工事施行成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。		
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して説明を求めることができます。		
この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。		
記		
1	工 事 名	
2	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
3	完成検査年月日	平成 年 月 日
4	評 定 点	点
5	修正評定点	点
	(部 課 係)	

(用紙寸法 日本工業規格A4)

注1 本文中説明を求める場合の日付は、通知をする日の翌日から起算して14日目の日を記入すること。(土曜日、日曜日及び休日を含まない。)

2 「5 修正評定点」欄は、既に通知した評定点を修正する場合にのみ記入し、それ以外の場合は当該欄を削除すること。

別記第3号様式

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(請負人) 様

(契約担当者等) 団

工事施行成績の説明について(回答)
平成 年 月 日付けで請求のありました工事施行成績の評定結果の説明は次のとおりです。

記

工 事 名	
評定結果の 説 明	
備 考	

(注) 評定結果の説明について不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立てを行おうとする場合は、平成 年 月 日までに北海道〇〇部〇〇課〇〇係へ、再苦情申立申請書を提出してください。

(部 課 係)

(用紙寸法 日本工業規格A4)